

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養给力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業

- イ 小児救急地域医師研修事業
- ウ 小児初期救急センター運営事業
- エ 共同利用型病院運営事業
- オ 小児救急医療支援事業
- カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- キ 小児救急医療拠点病院運営事業
- ク 救急医療専門領域医師研修事業
- ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
- コ 救命救急センター運営事業
- サ ドクターヘリ導入促進事業
- シ 救急勤務医支援事業
- ス 救急救命士病院実習受入促進事業
- セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業
- ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業
- タ 救急患者受入コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成〇〇年〇〇月〇〇日医政発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 総合周産期母子医療センターの運営事業
- ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業

(3) 看護職員確保対策事業

- ア 看護職員資質向上推進事業

平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき実施する看護職員資質向上推進事業

- イ 協働推進研修事業

平成〇〇年〇〇月〇〇日医政発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局長通知「勤務医等環境整備事業の実施について」（以下「勤務医等環境整備事業実施要綱」という。）に基づき実施する協働推進研修事業

- ウ 病院内保育所運営事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づき実施する病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）

- エ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき実施する看護職員確保対策特別事業

- オ 訪問看護推進事業

平成16年6月9日医政発第0609003号厚生労働省医政局長通知「訪問

看護推進事業について」に基づき実施する次の事業

- (ア) 訪問看護推進協議会
- (イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修
- (ウ) 在宅ターミナルケア研修
- (エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業
- (オ) 在宅ターミナルケア等普及事業
- (カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議
- (キ) 訪問看護管理者研修事業
- (ク) 高度在宅看護技術実務研修事業

カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

(4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」（以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 8020運動推進特別事業
- イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成〇〇年〇〇月〇〇日医政発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

平成19年4月16日医政発第0416008号厚生労働省医政局長通知「在宅緩和ケア対策推進事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 在宅緩和ケア支援センター事業
- イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会

ウ 緩和ケアに関する従事者研修

(9) 地域医療対策事業

平成〇〇年〇〇月〇〇日医政発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 医療連携体制推進事業

イ 医師派遣等推進事業

ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 勤務医等環境整備事業

「勤務医等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

ア 短時間正規雇用支援事業

イ 医師事務作業補助者設置支援事業

ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業

エ 女性医師等復職研修・相談事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成〇〇年〇〇月〇〇日医政発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業

(イ) 小児初期救急センター設備整備事業

(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

(エ) 救命救急センター設備整備事業

(オ) 高度救命救急センター設備整備事業

(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

(ア) 小児医療施設設備整備事業

(イ) 周産期医療施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成〇〇年〇〇月〇〇日医政発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策の整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業

(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業

(イ) 地域災害医療センター設備整備事業

- (ウ) N B C災害・テロ対策設備整備事業
- カ がん診療施設設備整備事業
がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業
- キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業
リハビリテーション施設の設備整備事業
- ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業
- ケ H L A検査センター設備整備事業
平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「H L A検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するH L A検査センター設備整備事業
- コ 院内感染対策設備整備事業
「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業
- サ 環境調整室設備整備事業
平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業
- シ 看護師等養成所初度設備整備事業
平成元年8月16日健政発第438号厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業
- ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業
平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所初度設備整備事業
- セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
平成8年5月10日健政発第428号厚生省健康政策局長通知「看護婦等養成所教育環境改善設備整備事業の実施について」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
- ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業
「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業
- タ 内視鏡訓練施設設備整備事業
平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業
- チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業
平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚

生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	都道府県
	イ 小児救急地域医師研修事業	
	ク 救急医療専門領域医師研修事業	
	セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業	
	ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業	
	タ 救急患者受入コーディネーター事業	
	ウ 小児初期救急センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体 ^(注1) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注2)
	エ 共同利用型病院運営事業	
	オ 小児救急医療支援事業	
	カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	

	キ 小児救急医療拠点病院運営事業 ケ 管制塔機能を担う救急医療機関運営事業 サ ドクターヘリ導入促進事業 シ 救急勤務医支援事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業	
	コ 救命救急センター運営事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	都道府県
	イ 総合周産期母子医療センターの運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	都道府県
	イ 協働推進研修事業	
	エ 看護職員確保対策特別事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	カ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業	
キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業		
	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業	都道府県
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	ア 在宅緩和ケア支援センター事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	イ 在宅緩和ケア推進連絡会議	
	ウ 緩和ケアに関する従事者研	

	修	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	都道府県
	イ 医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ 患者・家族対話推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(10) 勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	イ 医師事務作業補助者設置支援事業	
	ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業	
	エ 女性医師等復職研修・相談事業	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ(ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ト 在宅歯科診療設備整備事業	
	キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	公的団体
	サ 環境調整室設備整備事業	都道府県及び指定都市
	シ 看護師等養成所初度設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)社団法人及び財団法人(ク)医療法人 ^(注6)
	ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	
	セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
	ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
	テ 医療機関アクセス支援車整備事業	
上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、ト及びテ)以外の事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	

(注1) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注2) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同

意を得ること。

(注3) (キ) 及び (ク) については、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所 (ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程 (通信制) にあつてはこの限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から iv により算出された交付基礎額の合計額 (各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。) とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の (1) から (12) により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、イ、ク、セ、ソ及びタの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村 (特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。) が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額 (ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較し

て少ない方の額)と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のカの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のキ、サ及びスの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のケの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のコの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のシの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（(イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（(イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

① 4の(2)のイ及びウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。

① 4の(3)のア及びエの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

② 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない方の額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のイ、カ及びキの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付算定基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と前年度末の累積欠損金と不良債務の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 勤務医等環境整備事業

① 4の(10)のア、イ及びエの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(10)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を算出する。
- (ウ) 都道府県が、(イ)により算出された額に、1から2分の1の範囲内の率

を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により算出された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからキにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アのウ)の事業を除く)から、ウ、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じ

て得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。(ウ)cにおいて同じ。)を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

イ 4の(12)のエの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定め

る係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ウ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

オ 4の(12)のサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

カ 4の(12)のタの事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施

設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(12)のテ及びトの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。

iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。

iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施	小児救急電話相談事業に必要な報償費(医師等雇上謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費、	2分の1

<p> する場合 $54,200 \text{ 円} \times \text{実施日数}$ (イ) 8時間未満実施する場合 $(54,200 \text{ 円} - 6,700 \text{ 円}) \times (8 \text{ 時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$ イ 午前8時から午後6時までの間に おいて実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 $54,200 \text{ 円} \times \text{実施日数}$ (イ) 8時間未満実施する場合 $(54,200 \text{ 円} - 6,700 \text{ 円}) \times (8 \text{ 時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$ (ただし、ア及びイの時間帯に連続又は断続して事業を行う場合は、その合計時間とし、8時間を限度とする。) </p>	<p> 広報経費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(電話機、電話転送機器等)、備品購入費(電話機、電話転送機器等)、賠償責任保険料、委託料(上記経費に該当するもの。) </p>
<p> (2) 運営経費 $1,984 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ </p>	
<p> (3) 協議会経費 1か所当たり 334千円 </p>	<p> 小児救急電話相談事業協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、 </p>

			印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
イ 小児救急地域医師研修事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 1 地区当たり 273 千円 (2) 協議会経費 1 か所当たり 1,014 千円	小児救急地域医師研修事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料(会場借料)、委託費(上記経費に該当するもの。) 小児救急地域医師研修事業協議会に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
ウ 小児初期救急センター	—	1 か所当たり 1,700 千円	小児初期救急センターの運営に	3分の1

一 運営事業			必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
エ 共同利用型病院運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 71,450 円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 13,570 円×診療回数)</p> <p>(2) 休日C 1 地区当たり 35,720 円×診療日数</p> <p>(注) (1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の1
オ 小児救急医療支援事業	—	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり</p>	小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師	3分の1

26,310円×診療日数 雇上謝金)

(2) 休日C

1 地区当たり

13,150円×診療日数

(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。)

1 地区当たり

19,770円×診療日数

(4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)

1 地区当たり

19,770円×診療日数

(オンコール体制)

(5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合

1 地区当たり

13,570円×診療日数

(注)

(1) 診療日の設定方法については、別添1

		に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。		
カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	—	添乗者 1 人当たり 8,190 円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費（死亡時に支払われる補償分相当分の保険料）	3 分の 1
キ 小児救急医療拠点病院運営事業	—	1 か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 35,926 千円×運営月数／12 (2) 夜間加算(労働基準法第 37 条第 1 項及び第 3 項に定める割増賃金(時間外(125/100 以上)及び深夜(150/100、160/100 又は 125/100 以上))を手当している場合に限る。) 3,520 千円×運営月数／12 (3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。) 9,041 千円×運営月数／12	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	2 分の 1

		(オンコール体制) (4)医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合 12,403千円×運営月数/12		
ク 救急医療 専門領域医 師研修事業	—	研修1分野当たり 882千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、材料費(実習材料費)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
ケ 管制塔機能 を担う救 急医療機関 党運営事業	管制塔病 院	1か所当たり 30,744千円	管制塔病院の運営費に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、医療機器購入費、備品購入費	3分の1
	支援医療 機関	(1)空床確保経費 1日1床当たり 20,519円 (地域において1日8床を限度とする。)	支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1)空床確保にかかる経費 支援医療機関ごとに直近の決算数値から以下の式により算出される	3分の1

			額に確保する 空床の数を乗 じて得た額	
		(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	入院診療収益× (医業費用－材 料費) / 医業費 用 / 病床数 / 3 65日 (2) 医師派遣に 係る報酬、給 料、職員手当 等、共済費、 賃金、報償費	
	支援診療 所	医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	医師派遣に係る 報酬、給料、職 員手当等、共済 費、賃金、報償 費	3分の1
コ 救命救急 センター運 営事業	救命救急 センター	1か所当たり次の(1) 及び(2)により算出さ れた額の合計額とす る。 (1) 次の①から⑦によ り算出された額の合 計額に別添2に定め る充実段階に基づ く率を乗じて得た額と する。 ① 30床以上の運営の 場合 174,294千円×運営 月数 / 12 (ただし、30床未 満21床以上の運営の 場合は、1床当たり 5,382千円×運営 月数 / 12を減額	救命救急センタ ーの運営に必要な 給与費(常勤 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等)、材料費(薬 品費、診療材料 費、医療消耗備 品費等)、経費 (消耗品費、消 耗備品費、光熱 水費、燃料費等)、その他の費 用(研究研修費 、図書費等)	3分の1

する。)

② 20床の運営の場合
125,165千円×運営
月数／12

(ただし、20床未満
の運営の場合(平
成19年度以前に
整備されたもの、
又は平成19年度
中に国と調整を行
っており平成20
年度において整備
されるものに限る
。)は、1床当た
り2,661千円×運
営月数／12を減
額する。)

③ ドクターカーの運
転手を確保する場
合4,701千円×確
保月数／12

④ 心臓病の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとする
。)

⑤ 脳卒中の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に

	<p>定める充実段階が A の場合に限り算定するものとする。))</p> <p>⑥小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合 55,968 千円×確保月数 / 12</p> <p>⑦重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 13,265 千円×確保月数 / 12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1 か月 1 人当たり 20 万円超) に限って 20 万円を超える部分</p>		
地域救命救急センター	<p>1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添 2 に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10 床の運営の場合 98,946 千円×運営月数 / 12 (ただし、11 床以上 20 床未満の運営の場合は、1 床当たり 4,077 千円×運営月数 / 12 を加算する。)</p> <p>② ドクターカーの運転手を確保する場</p>	地域救命救急センターの運営に必要な給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、材料費 (薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費 (消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用 (研究研修費、図書費等)	3 分の 1

合

4,701 千円×確保
月数／12

- ③心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265 千円×確保
月数／12

(ただし、別添 2 に定める充実段階が A の場合に限り算定するものとする。)

- ④脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265 千円×確保
月数／12

(ただし、別添 2 に定める充実段階が A の場合に限り算定するものとする。)

- ⑤小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合
55,968 千円×確保
月数／12

- ⑥重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合
13,265 千円×確保
月数／12

- (2) 在日外国人にかかる前年度の未収金
(1 か月 1 人当たり
20 万円超)に限っ

		て20万円を超える部分		
サ ドクターヘリ導入促進事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) ドクターヘリ運航経費 1か所当たり 147,016千円×運営月数/12 (2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,300千円×運営月数/12 (3) ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり 3,523千円	ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等) ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)	2分の1
シ 救急勤務医支援事業	—	1人1回当たり 休日夜間 13,570円 夜間 18,659円	休日夜間に救急対応を行う医師に支払われる救	3分の1

		(注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	急勤務医手当（医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。）	
ス 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1 か所当たり 1,369 千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（指導医謝金）	2分の1
セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1 か所当たり 406 千円	自動体外式除細動器（AED）協議会に必要な賃金、報償費（委員謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するも	2分の1

		(2) 指導者の養成経費 1 か所当たり 174 千円	の。) 自動体外式除細動器 (AED) 指導者の養成に必要な賃金、報償費 (委員謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料 (会場借料)、役務費 (通信運搬費等)、委託料 (上記経費に該当するもの。)	
		(3) 講習会等経費 1 か所当たり ア 初年度 10,963 千円 イ 2 年目以降 2,668 千円	自動体外式除細動器 (AED) の普及のための講習等に必要な賃金、報償費 (講師謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料 (会場借料)、役務費 (通信運搬費等)、備品購入費 (実習用備品)、委託料 (上記経費に該当するもの。)	
ソ 救急医療 情報センター (広域災害・救急医	—	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) の	3 分の 1

	療情報システム) 運営事業			運営に必要な給料、職員手当(扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当)、賃金、報償費(委員謝金)、旅費(委員旅費)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料(建物、システム機器)、機器据付費、備品購入費(システム機器)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
	タ 救急患者受入コーディネーター事業	—	1 か所当たり 29,625 千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2 分の 1
(2) 周産期	ア 周産期医	—	次の(1)から(7)により	周産期医療対策	3 分の 1

医療対策事業等	療対策事業	<p>算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)周産期医療協議会 455 千円</p> <p>(2)周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3)相談事業 ① 専門相談設置費 284 千円×実施月数 ② 啓発普及費 256 千円</p> <p>(4)周産期医療関係者の育成研修事業 874 千円</p> <p>(5)周産期搬送システム調査・研究事業 889 千円</p> <p>(6)NICU入院児支援事業 5,519 千円</p> <p>(7)母体搬送コーディネーター事業 29,625 千円</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費</p>	2分の1
イ 総合周産期母子医療センターの運営事業	-	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)総合周産期母子医療センター 1か所につき、次により算出された額 MFICU 12床以上の運営の場合</p>	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製</p>	3分の1

		<p>70,603 千円</p> <p>※MFICUが 12 床未満の場合、</p> <p>1 床あたり 5,883 千円を減額する。</p> <p>※事業期間が 1 年に満たない場合は、</p> <p>$70,603 \text{ 千円} \times \text{事業月数} / 12$ とする。</p> <p>(2) 母体搬送受入促進事業</p> <p>1 日につき 1 人当たり</p> <p>13,570 円</p>	<p>本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	
ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)地域周産期母子医療センター(NICU及びMFICUをそれぞれ3床以上有する施設に限る。)</p> <p>1か所につき、次により算出された額</p> <p>MFICUが6床以上の運営の場合</p> <p>41,551 千円</p> <p>※MFICUが6床未満の場合は、</p> <p>1床あたり6,925千円を減額する。</p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、</p> <p>$41,551 \text{ 千円} \times \text{事業月数} / 12$ とする。</p> <p>(2)母体搬送受入促進事業</p>	<p>地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	3分の1

			1日につき1人当たり 13,570円		
(8) 看護職員養成確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	—	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 専任教員再教育事業 1,208千円 ----- (2) 看護教員養成講習会事業 ア 定員45人以上 5,401千円 イ 定員30人以上45人未満 5,274千円 ----- (3) 実習指導者講習会事業 2,178千円 ----- (4) 看護職員臨床技能向上推進事業 次のア及びイの合計額とする。 ア 看護職員専門分野研修 1コースあたり 5,191千円 イ 中堅看護職員実務研修 (ア)短期研修 1実施単位当たり 604千円 (イ)中期研修	専任教員再教育事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。) 看護教員養成講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。) 実習指導者講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。) 看護職員臨床技能向上推進事業(看護職員専門分野研修)の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料(上記経費に該当するもの。) 看護職員臨床技能向上推進事業(中堅看護職員実務研修)の実施に必要な報償費、旅費、委託	定額

		1 か所当たり 3,192 千円	料（上記経費に 該当するもの。 ）	
イ 協働推進 研修事業	—	1 か所当たり 14,893 千円	協働推進研修事 業の実施に必要 な賃金、報償費 、旅費、需用費 （消耗品費、印 刷製本費、会議 費）、役務費（ 通信運搬費）、 使用料及び賃借 料、備品購入費 、委託料（上記 経費に該当する もの。）	2 分の 1
ウ 病院内保 育所運営事 業	—	各病院内保育施設につ き、(1)により算定し た基本額より別に定め る保育料収入相当額を 控除した額に、別に定め る病院内保育施設の 運営に係る設置者の負 担能力指数による調整 率を乗じて得た額と、 (2)により算定した加 算額の合計額とする。 (1) 基本額 ア A型特例 1 人× 180,800 円× 運営月数 イ A型 2 人× 180,800 円× 運営月数 ウ B型 4 人× 180,800 円× 運営月数 エ B型特例 6 人× 180,800 円×	病院内保育所の 運営に必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）、 委託料（上記経 費に該当するも の。）	3 分の 1

		運営月数 (2) 加算額 ア 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数 イ 病児等保育を行っている施設 193,070円×運営月数 ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数		
エ 看護職員確保対策特別事業	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費（外国旅費を含む。） 、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費）、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料） 、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
オ 訪問看護推進事業	(ア) 訪問看護推進協議会	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 訪問看護推進協議会経費 531千円 (2) 事務局(訪問看護推進室)経費	訪問看護推進協議会及び事務局（訪問看護推進室）の運営に必要な報酬、賃金、報償費、旅費	2分の1

	<p>2,581 千円 (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあつては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。)</p> <p>(3) 実態調査費 1,828 千円</p>	<p>、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	
(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258 千円</p> <p>(2) 医療機関の看護師の研修 958 千円</p>	<p>訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	2分の1
(ウ) 在宅ターミナルケア研修	<p>1か所当たり 247 千円</p>	<p>在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信</p>	2分の1

		運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	
(エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業	1か所当たり 665千円	在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
(オ) 在宅ターミナルケア等普及事業	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) フォーラム等開催経費 1,428千円 (2) 普及啓発パンフレット 3,341千円	在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
(カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議	1か所当たり 661千円	在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に	2分の1

			該当するもの。)	
	(キ) 訪問看護管理者研修事業	1 か所当たり 796 千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
	(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業	1 か所当たり 2,436 千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び、賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
カ	院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業	— 1 か所当たり 18,141 千円	院内助産所・助産師外来の開設のための医療機関管理者及び助産師研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託	2 分の 1

				料（上記経費に該当するもの。）	
	キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業	—	1 か所当たり 2,375 千円	助産師活用地域ネットワークづくり推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	2 分の 1
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	一般	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2 分の 1
		特別	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、	10 分の 10

				備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 2,152 千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的病院特殊診療部門	ア 小児医療施設 13,546 千円 イ 在宅医療 13,546 千円	—	3分の1
		民間病院特殊診療部門	在宅医療 9,809 千円	在宅医療を行うために必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の1
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	—	1 地域当たり 1,304 千円	院内感染地域支援ネットワーク相談事業に必要な報償費（医師雇上謝金）、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（上記経費	2分の1

				に該当するもの。 。)	
(7) 小児科 ・産科連 携病院等 協力体制 促進事業	—	—	削減病床数1床当たり 1,112千円	削減病床に専ら 従事していた職 員が引き続き当 該病院に勤務す る場合であって これら職員の次 に掲げる経費 給与費（常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費）	3分の1
(8) 在宅緩 和ケア対 策推進事 業	ア 在宅緩和 ケア支援セ ンター事業	—	1か所当たり 8,695千円	在宅緩和ケア支 援センター事業 に必要な給与費 （非常勤職員給 与費、法定福利 費等）、賃金、 報償費（謝金） 、旅費、需用費 （印刷製本費、 消耗品費）、使 用料及び賃借料 、役務費（通信 運搬費）、委託 料（上記に該当 するものに限る 。）	2分の1
	イ 在宅緩和 ケア推進連 絡協議会	—	1か所当たり 762千円	在宅緩和ケア推 進連絡協議会の 実施に必要な報 償費（謝金）、 旅費、需用費（ 印刷製本費、消 耗品費、会議費 ）、使用料及び 賃借料、役務費 （通信運搬費） 、委託料（上記 に該当するもの	2分の1

				に限る。)	
	ウ 緩和ケアに関する従事者研修	—	1 か所当たり 673 千円	緩和ケアに関する従事者研修の実施に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託料（上記に該当するものに限る。）	2 分の 1
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	—	1 か所当たり 5,160 千円	(略)	(略)
	イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額 (1) 都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1 か所当たり 3,000 千円 (2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師 1 人当たり 150 千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料（上記経費に該当するもの。） (2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(2 分の 1

				通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃貸料、備品購入費
	(3)派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額	(3)派遣元医療機関における直近の決算数値により算出される		
	派遣医師 1 人当たり	医師 1 人 1 月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額		
	1,250 千円×派遣月数	(入院診療収益 + 外来診療収益 - (人件費(医療職) + 材料費 + その他の経費)) / 医師数(常勤 + 非常勤) × 1 / 1 2		
	(4)派遣医師の海外研修等経費	(4)派遣医師の海外研修等に必要の謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち 3 ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち 3 ヶ月以内分に係るものと		
	派遣医師 1 人当たり			
	2,064 千円			

				する。))、図書購入費、その他研究研修費	
	ウ 患者・家族対話推進事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	1 か所あたり 1,170 千円	患者・家族対話推進懇談会等事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
		院内相談員養成研修事業	1 か所あたり 1,328 千円	院内相談員養成研修事業に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
(10)勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	—	1 か所当たり次により算出された額 月額 426 千円×事業月数	短時間正規雇用支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料(上記経費に該当するも	3分の1

イ 医師事務 作業補助者 設置支援事 業	—	1 か所当たり次により 算出された額 月額 434 千円×事業延 月数	の。) 医師事務作業 補助者設置支援 事業に必要な次 に掲げる経費 報酬、給料、 職員手当等、共 済費、賃金、報 償費、役務費、 委託料（上記経 費に該当するも の。）	2 分の 1
ウ 女性医師 等就労環境 改善緊急対 策事業	—	1 か所当たり 20,000 千円	医療機関におけ る就労環境の改 善に総合的に取 り組むために必 要な給与費（常 勤職員給与、非 常勤職員給与費 、法定福利費等 ）、賃金、報償 費（謝金）、旅 費、需用費（図 書購入費、消耗 品費、印刷製本 費、会議費）、 備品購入費、役 務費（通信運搬 費、雑役務費） 、使用料及び賃 借料、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）	2 分の 1
エ 女性医師 等復職研修 ・相談事業	—	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 事務局経費 9,860 千円	復職研修に係る 受付・相談窓口 業務に必要な給	2 分の 1

与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

(2) 病院経費

1 か所当たり

8,097 千円

研修受入病院において研修する医師に係る研修を行うために必要な次の経費

(1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当

(2) 研修プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当

(3) 賃金（指導医及び研修プログラム責任者に係る補助者雇上経費）

(4) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費

				(5) 委託料（上記(1)～(4)の経費に該当するもの)	
(11)産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	—	1分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
	イ 産科医等育成支援事業	—	研修医1人1月当たり 50,000円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3分の1
(12)医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口10万人以上の場合 1か所当たり 4,200千円 (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては10,500千円を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり 3,150千円 (ただし、医師が常時	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3分の1

		3人以上勤務するセンターについては、7,875千円を限度とする。)		
(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3分の1
(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 21,000千円 (ただし、特別に必要な場合は、105,000千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,000千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,000千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の備品購入費	3分の1
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(4)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 244,650千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費	3分の1

		<p>(ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 60,000千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 60,000千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1か所当たり 60,000千円</p> <p>(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 60,000千円</p>	
	ドクターカー	1か所当たり 56,068千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費
	無線装置	1か所当たり 1,050千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第10により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費
(オ) 高度救	広範囲熱	1か所当たり	高度救命救急セ 3分の1

命救急センター設備整備事業	傷用医療機器	84,000 千円	ンターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	
	指肢切断用医療機器	1 か所当たり 8,155 千円		
	急性中毒用医療機器	1 か所当たり 30,583 千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
イ 遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1 か所当たり 23,934 千円 (2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院 27,835 千円 イ 診療所 22,055 千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1 か所当たり 31,500 千円 (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 1 か所当たり 25,200 千円	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1

		((1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,575千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750千円を限度とする。)		
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1か所当たり 44,793千円 (2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 1か所当たり 30,523千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の備品購入費	3分の1
	ドクターカー	1か所当たり 30,583千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
エ 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1か所当たり 210,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の1
オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 30,583千円	基幹災害医療センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
(イ) 地域災害医療センター設	医療機器等	1か所当たり 18,350千円	地域災害医療センターとして必要な医療機器等	3分の1

備整備事業			の備品購入費	
(ウ) NBC 災害・テロ対策設備整備事業	NBC 災害・テロ対策用医療機器等	1 か所当たり 32,228 千円	NBC 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	2 分の 1
カ がん診療施設設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 31,500 千円 (ただし、1 品目の価格が、52,500 千円を超えるもので厚生労働大臣が認めるものについては、31,500 千円を超えない範囲で加算することができる。)	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	3 分の 1
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1 か所当たり (1) 多人数用 13,440 千円 (2) 単身用 6,825 千円	人工腎臓装置の購入費	3 分の 1
ケ HLA 検査センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	組織適合検査に必要な備品購入費 (検査機器、臓器保存器)	2 分の 1
コ 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50 床未満 1,019 千円 (2) 50 床以上 100 床未満 1,325 千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3 分の 1

		(3)100床以上 200床未満 2,141千円 (4)200床以上 300床未満 3,262千円 (5)300床以上 4,383千円		
サ 環境調整室設備整備事業	検査機器	1か所当たり 37,000千円	環境調整室に必要な検査機器（化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器）の備品購入費	3分の1
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 13,335千円 （ただし、助産師養成所にあつては、21,735千円とする。）	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	2分の1
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 14,175千円 （ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあつては、7,087千円とする。）	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1か所当たり 2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 11,000千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1か所当たり 210,000千円	内視鏡手術の研究に必要な手術台、麻酔器、無	2分の1

			影燈、スコープ、光源装置等の購入費	
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 3,811 千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1 台当たり 2,701 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3 分の 1
	ワゴン車等	1 台当たり 1,407 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
ト 在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 3,638 千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	エ 共同利用型病院運営事業	3 分の 2	2 分の 1
	オ 小児救急医療支援事業		
	カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
	ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
	コ 救命救急センター運営事業		
(2) 周産期医療対策事業等	イ 総合周産期母子医療センター運営事業	3 分の 2	2 分の 1
	ウ 地域周産期母子医療センター運営事業		

(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	3分の2	2分の1
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	3分の2	2分の1
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業	3分の2	2分の1
	イ 遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表 4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(2) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児救急地域医師研修事業 ウ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業 キ 小児救急医療拠点病院運営事業 ク 救急医療専門領域医師研修事業 ケ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 コ 救命救急センター運営事業 サ ドクターヘリ導入促進事業 シ 救急勤務医支援事業 ス 救急救命士病院実習受入促進事業 セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業 ソ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 タ 救急患者受入コーディネーター事業	A 救急医療等対策（運営費）
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業 イ 総合周産期母子医療センターの運営事業 ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業 イ 病院内保育所運営事業 ウ 看護職員確保対策特別事業 エ 訪問看護推進事業 オ 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業 カ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業	B 看護職員等確保対策（運営費）
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	
(8) 在宅緩和ケア対策推進事業	ア 在宅緩和ケア支援センター事業 イ 在宅緩和ケア推進連絡協議会 ウ 緩和ケアに関する従事者研修	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業	
(10) 勤務医等環境改善事業	ア 短時間正規雇用支援事業 イ 医師事務作業補助者設置支援事業 ウ 女性医師等就労環境改善緊急対策事業 エ 女性医師等復職研修・相談事業	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 イ 小児救急遠隔医療設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ	D 地域医療確保等対策（設備費）

	(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 (ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業 カ がん診療施設設備整備事業 キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業 ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 ケ H L A 検査センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 サ 環境調整室設備整備事業 シ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業	
	シ 看護師等養成所初度設備整備事業 ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業 セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業 ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業 タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	E 看護職員等確保対策（設備費）

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項 目	点 数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項（35点）

区 分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点 数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
	区 分	点 数

(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績	ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績	1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項目	点数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数(5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等(医師派遣を除く。)(5点)	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする(各項目1点)。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

(交付基礎額の下限)

7-4の(13)の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付(算定)基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額	
(12) 医療提供体制設備整備事業		
ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア (イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ア (エ) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ア (オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ (イ) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ (イ) 地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
		(ただし、助産師養成所にあつては、1品につき 10千円)
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1品につき	33千円
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
ト 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は

施設（地区又は市町村）の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 統合補助金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。
- (2) 事業者配分する統合額補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が交付対象事業を実施する場合

- ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（それぞれの事業の30%以内の変更（ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。）は除く。）
- イ 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかな

ければならない。

ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃

止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- (キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (ク) 4の(3)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

- (3) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業に限る。)に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金(市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。)に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者(市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。)に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1)のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2)のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「

間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び (3) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度5月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

14 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起

算して1月を経過した日（9の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（統合補助金の返還）

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

（その他）

- 16 特別の事情により6、10、11及び14に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 B	
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添2)

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

- (1) 充実段階Aは、100%
- (2) 充実段階Bは、90%
- (3) 充実段階Cは、80%

医療提供体制施設整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であつて、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)

4 本交付要綱において交付金を充てることのできる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(3) 救急ヘリポート施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく管制塔病院へのヘリポート設置に係る施設整備事業

(4) 救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

(6) 小児初期救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

(7) 小児医療施設施設整備事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(8) 周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(9) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号厚生労働省医政局長及び雇児発第0206001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づく小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業

(10) 共同利用施設施設整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

(11) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づく医療施設近代化施設整備事業

(12) 不足病床地区病院施設整備事業

次に定める基準により実施する療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備事業

ア 新築の場合

新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。

イ 増築の場合

増築しようとする病院の療養病床及び一般病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。

(13) 基幹災害医療センター施設整備事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害医療センター施設整備事業

(14) 地域災害医療センター施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害医療センター施設整備事業

(15) 院内助産所・助産師外来施設整備事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業

(16) がん診療施設施設整備事業

がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業

(17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業

リハビリテーション施設の施設整備事業

(18) 腎移植施設施設整備事業

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業

(19) 特殊病室施設整備事業

平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(20) 肝移植施設施設整備事業

平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業

(21) 治験施設施設整備事業

平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業

(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業

平成11年12月21日児発第882号厚生省児童家庭局長通知「病児・病後児保育施設整備事業の実施について」に基づく病児・病後児保育施設施設整備事業

(23) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(4)、(7)、(12)、(16)、(17)、(18)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業

(24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地震防災対策医療施設耐震整備事業

(25) 医療施設耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業

(26) アスベスト除去等整備事業

平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(27) 看護師勤務環境改善施設整備事業

平成5年6月15日健政発第388号厚生省健康政策局長通知「看護婦勤務環境改善施設整備事業の実施について」に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業

(28) 看護師宿舍施設整備事業

平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護婦宿舍施設整備事業の実施について」に基づく看護師宿舍施設整備事業

(29) 病院内保育所施設整備事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づく病院内保育所施設整備事業

(30) 院内感染対策施設整備事業

平成5年6月15日健政発第387号厚生省健康政策局長通知「院内感染対策施設整備事業について」に基づく院内感染対策施設整備事業

(31) 医療機器管理室施設整備事業

平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(32) 地球温暖化対策施設整備事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(33) 内視鏡訓練施設整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設整備事業

(34) 看護師等養成所施設整備事業

看護師等養成所の施設整備事業

(35) 歯科衛生士養成所施設整備事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき、整備後の修業年限を3年以上とする歯科衛生士養成所施設整備事業

(交付金事業者)

- 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(33)に掲げる交付対象事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(12)、(17)及び(23)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会(以下「公的団体」という。)並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。

また、(10)、(21)、(25)、(27)、(28)、(30)、(31)及び(33)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者(以下「民間事業者」という。)に限る。

なお、(12)、(17)及び(23)以外の交付対象事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じて、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(2) 4の(34)及び(35)の交付対象事業

(ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)(ウ) 学校法人及び準学校法人
(エ) 社団法人及び財団法人(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、(ア)及び(エ)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付金の対象除外)

6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

(1) 別表2の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(3) 別表1の第1欄のAに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。

(4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(34)及び(35)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。

(交付金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (3) 救急ヘリポート施設整備事業 (4) 救命救急センター施設整備事業 (5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (6) 小児初期救急センター施設整備事業 (7) 小児医療施設施設整備事業 (8) 周産期医療施設施設整備事業 (9) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業 (10) 共同利用施設施設整備事業 (11) 医療施設近代化施設整備事業 (12) 不足病床地区病院施設整備事業 (13) 基幹災害医療センター施設整備事業 (14) 地域災害医療センター施設整備事業 (15) 院内助産所・助産師外来施設整備事業 (16) がん診療施設施設整備事業 (17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (18) 腎移植施設施設整備事業 (19) 特殊病室施設整備事業 (20) 肝移植施設施設整備事業 (21) 治験施設施設整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (23) 特定地域病院施設整備事業 (24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (25) 医療施設耐震整備事業 (26) アスベスト除去等整備事業 (27) 看護師勤務環境改善施設整備事業 (28) 看護師宿舎施設整備事業 (29) 病院内保育所施設整備事業 (30) 院内感染対策施設整備事業 (31) 医療機器管理室施設整備事業 (32) 地球温暖化対策施設整備事業
C 医療従事者の養给力の充実等に関する事業	(33) 内視鏡訓練施設施設整備事業 (34) 看護師等養成所施設整備事業 (35) 歯科衛生士養成所施設整備事業

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 人口 10 万人以上の場合 150 m² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m²を限度とする。)</p> <p>(2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 m² (ただし、特別に必要がある場合は 200 m²を限度とする。)</p>	<p>休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等</p>

(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整 備事業	次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 150 m ² (ただし、特別に必要なある 場合は 300 m ² を限度とす る。また、心臓病専用病室 (CCU)を整備する場合 は、1床当たり(2床を限度 とする。)15 m ² を加算し、 脳卒中専用病室(SCU)を 整備する場合は、1床当 り(2床を限度とする。) 15 m ² を加算する。)	病院群輪番制病院又は共同利用型 病院として必要な次の各部門の新 築、増改築に要する工事費又は工事 請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待合室、仮 眠室、病室(救急専用病室・心臓病専 用病室(CCU)・脳卒中専用病室(S CU))、便所、玄関、廊下、暖冷房、 附属設備 等
	心臓病専用病室(CCU)を 整備する場合、次に掲げる基 準面積に別表3に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m ² ×心臓病専用病床数 (ただし、2床を限度とす る。)	心臓病専用病室(CCU)として必 要な次の部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)
	脳卒中専用病室(SCU)を 整備する場合、次に掲げる基 準面積に別表3に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m ² ×脳卒中専用病床数 (ただし、2床を限度とす る。)	脳卒中専用病室(SCU)として必 要な次の部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、 暖冷房、附属設備 等)
(3) 救急ヘリポート 施設整備事業	ヘリポート1か所当たり 36,909千円	管制塔病院へのヘリポート整備に 必要な工事費又は工事請負費

(4) 救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300 m ² (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30 m ² を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m ² を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15 m ² を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m ² を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15 m ² を加算する。)	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (2) 診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室 等) (4) 脳卒中専用病室(SCU) (5) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室) (6) 心臓病専用病室(CCU) (7) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)
	ヘリポート1か所当たり 58,808千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15 m ² ×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)

	<p>小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積 15 m²×小児救急専門病床数（ただし、6床を限度とする。）</p>	<p>小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>
	<p>心臓病専用病室（CCU）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積 15 m²×心臓病専門病床数（ただし、4床を限度とする。）</p>	<p>心臓病専用病室（CCU）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>
	<p>重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積 15 m²×重症外傷専門病床数（ただし、4床を限度とする。）</p>	<p>重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>
	<p>補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積 2,300 m²×32,700円</p>	<p>救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 150 m²</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室 等</p>

(6) 小児初期救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m ²	小児初期救急センターとして必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(7) 小児医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1,300 m ² (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 800 m ² (3) 小児総合病院 4,000 m ²	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(8) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 500 m ² (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 300 m ²	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)
(9) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業	1床当たり2,935千円× 廃止・削減病床数	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な改修に要する工事費及び工事請負費 ただし、病床過剰地域においては、他の診療科病床への整備を補助対象としない。

<p>(10) 共同利用施設 施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合算額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 特殊診療棟 300 m²</p> <p>(2) 開放型病棟 一般病床×1床当たり 基準面積 (1床当たり基準面積) 耐火構造 13.88 m² ブロック・木造 12.56 m² (ただし、50床を限度とする。)</p> <p>ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。</p>	<p>共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門)</p> <p>(2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
<p>(11) 医療施設近代 化施設整備事業</p>	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>ただし、平成17年度以前からの継続整備事業で、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第137号)による補助を受けている事業者については、補助開始年度における当該交付要綱に定める単価を適用する。</p> <p>(1) 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</p>

	<p>ア 病棟整備</p> <p>(7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合</p> <p>(7) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり 588 千円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり 2,935 千円×整備後の療養病床の病床数</p>	<p>ア 病棟</p> <p>(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門</p> <p>(7) 患者療養環境改善整備</p> <p>(イ) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(ウ) 衛生環境改善整備</p> <p>(エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>(2) 改修により療養病床を整備する病院 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、</p>
--	--	---

	<p>数</p> <p>ただし、(1)、(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。</p> <p>(3) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(4) 診療所 ア 承継に伴う診療所次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗</p>	<p>浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(3) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(4) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰りめ所、玄関、廊下、便所、暖冷房、</p>
--	--	--

	<p>じた額とする。</p> <p>(7) 無床の場合 160 m²</p> <p>(イ) 有床の場合</p> <p>① 5床以下の場合 240 m²</p> <p>② 6床以上の場合 760 m²</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 2,935 千円 ×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(5) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1施設当たり 40 m²</p> <p>イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m²</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 8,581 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、17,162 千円とする。</p> <p>(6) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療</p>	<p>附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p> <p>ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等(外来部門を除く。))</p> <p>(5) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等)</p> <p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p>
--	---	---

	<p>所の併設が必要) 又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価) 新築 3,031千円 改築 3,637千円 改修 1,516千円</p> <p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160㎡</p>	<p>ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(6の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>イ 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p>
(12) 不足病床地区 病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準</p>	<p>不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p>

	<p>面積 (ただし、100床を限度とする。)</p> <p>(2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。)</p> <p>(1床当たり基準面積) 耐火構造 21.00 m²/床 ブロック・木造 18.84 m²/床</p>	
(13) 基幹災害医療センター施設整備事業	<p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×32,700円</p>	<p>基幹災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p>備蓄倉庫1か所当たり 120,814千円</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>自家発電装置1か所当たり 145,381千円</p>	<p>自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>受水槽1か所当たり 133,974千円</p>	<p>受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>研修部門1か所当たり 92,935千円</p>	<p>研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>ヘリポート1か所当たり 108,954千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
(14) 地域災害医療センター施設整備事業	<p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×32,700円</p>	<p>地域災害医療センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p>備蓄倉庫1か所当たり 34,076千円</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>自家発電装置1か所当たり 145,381千円</p>	<p>自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>受水槽1か所当たり 133,974千円</p>	<p>受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費</p>

	ヘリポート1か所当たり 58,808千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
(15) 院内助産所・助産師外来施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 30㎡	院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(16) がん診療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1,300㎡	がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)
(17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 450㎡	医学的リハビリテーション施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所等)
(18) 腎移植施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100㎡	腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)
(19) 特殊病室施設整備事業	1室当たり 50,570千円	特殊病室(無菌室)整備に必要な工事費又は工事請負費
(20) 肝移植施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100㎡	肝移植施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)

<p>(21) 治験施設施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 治験専門外来 100 m²</p> <p>(2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m²</p>	<p>治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等)</p> <p>(2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等)</p>
<p>(22) 病児・病後児保育施設施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>利用(増加)定員×7.2 m²</p> <p>ただし、改修の場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>病児・病後児保育施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>(23) 特定地域病院施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。((2) の場合を除く。)</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 改築の場合</p> <p>ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m² (ただし、一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m²を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p>	<p>特定地域病院の次の各部門の改築、改修(補強)に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p> <p>(2) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)</p>

	<p>当該改築部分に係る 既存診療棟面積で厚 生労働大臣が認める 面積</p> <p>(2) 補強の場合</p> <p>ア 病棟 既存病床数×30%× 13.88 m²×32,700 円 (ただし、一部補強の 場合は上記による面 積から補強を要しな い病床数×13.88 m² を差引いた面積を限 度とする。)</p> <p>イ 診療棟 当該補強部分に係る 既存診療棟面積で厚 生労働大臣が認める 面積×32,700 円</p>	
(24) 地震防災対策 医療施設耐震整 備事業	<p>補強が必要と認められるも の 基準面積 2,300 m²×32,700 円</p>	<p>耐震化を必要とする医療機関とし て必要な新築、増改築に伴う補強及 び既存建物に対する補強に要する工 事費又は工事請負費</p>
	<p>補強又は防護壁の設置等が 必要と認められるもの1か所 当たり 25,742 千円</p>	<p>土砂災害危険か所に所在する医療 機関として必要な新築、増改築に伴 う補強、既存建物に対する補強及び 防護壁の設置等に要する工事費又は 工事請負費</p>
(25) 医療施設耐震 整備事業	<p>補強が必要と認められるも の 基準面積 2,300 m²×32,700 円</p>	<p>医療施設耐震整備として必要な新 築、増改築に伴う補強及び既存建物 に対する補強に要する工事費又は工 事請負費</p>
(26) アスベスト除 去等整備事業	<p>1 m²当たり 34,300 円 ×アスベスト等の除去等を行 う壁等の延面積</p>	<p>アスベスト等の除去等に要する工 事費又は工事請負費</p>
(27) 看護師勤務環 境改善施設整備 事業	<p>次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額の 合算額とする。 基準面積</p>	<p>看護職員が働きやすく離職防止に つながる次の部門の新築、増改築、 改修に要する工事費又は工事請負費</p>

	1看護単位につき 50㎡ ナースコールを更新付設する場合は1㎡当たり 114,200円を加算する。	看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室 等
(28) 看護師宿舎施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 看護師1人当たり 33㎡	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)
(29) 病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5㎡ (ただし、30人を限度とする。)	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(30) 院内感染対策施設整備事業	1室当たり 10,644千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は24,225千円を加算する。	病院の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費
(31) 医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80㎡	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(32) 地球温暖化対策施設整備事業	1か所当たり 94,000千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(33) 内視鏡訓練施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。)	内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(34) 看護師等養成所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

	<p>学生定員×20 m² (ただし、2年課程 (通信制)は3 m²) イ 准看護師の学校又は 養成所 学生定員×17 m² (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算 定した面積 ただし、既存面積と増 築面積との合計面積は、 上記(1)の例により算定 した場合の面積を超える ことはできない。 (3) 改築(移改築及び模様 替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例に より算定した場合の面積 を超えることはできな い。 (4) 男子学生の受入れに必 要な更衣室等を整備する 場合は、上記(2)又は(3) により算定した面積に 16.2 m²を限度として加算 した面積</p>	
(35) 歯科衛生士養 成所施設整備事 業	<p>次に掲げる基準面積に別表 3に定める単価を乗じた額と する。 新築、増改築ともに施設整 備後の第3学年の定員×20 m²</p>	<p>学校又は養成所の新築、増改築に 要する工事費及び工事請負費</p>

- (注) 1 過去に補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患 センター施設整備 備事業 (6) 小児初期救急 センター施設整備 備事業		鉄筋コンク リート	130,000	123,800	117,600	111,400
		ブロック	113,300	107,900	102,500	97,100
		木造	130,000	123,800	117,600	111,400
(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整備 備事業 (4) 救命救急セン ター施設整備事 業 (5) 小児救急医療 拠点病院施設整 備事業 (31) 医療機器管理 室施設整備事業 (33) 内視鏡訓練施 設施設整備事業		鉄筋コンク リート	184,400	175,600	166,800	158,000
(7) 小児医療施設 施設整備事業 (10) 共同利用施設 施設整備事業 (12) 不足病床地区 病院施設整備事 業 (16) がん診療施設 施設整備事業 (17) 医学的リハビ リテーション施 設施設整備事業 (23) 特定地域病院 施設整備事業	病棟	鉄筋コンク リート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
	診療棟	鉄筋コンク リート	184,400	175,600	166,800	158,000
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300

(8) 周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
(11) 医療施設近代化 施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500
(15) 院内助産所・ 助産師外来施設 整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(18) 腎移植施設 施設整備事業 (20) 肝移植施設 施設整備事業		鉄筋コンクリート	391,500	391,500	391,500	391,500
(21) 治験施設 施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	152,000	144,800	137,600	130,300
		ブロック	133,000	126,700	120,400	114,000
(22) 病児・病後児 保育施設 施設整備事業 (27) 看護師勤務環境 改善施設 整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(28) 看護師宿舎 施設整備事業		鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800
		ブロック	160,900	153,200	145,500	137,900
		木造	184,100	175,300	166,500	157,800

(29) 病院内保育所 施設整備事業	鉄筋コンク リート	153,000	145,700	138,400	131,100
	ブロック	134,000	127,600	121,200	114,800
	木造	153,000	145,700	138,400	131,100
(34) 看護師等養成 所施設整備事業 (35) 歯科衛生士養 成所施設整備事 業	鉄筋コンク リート	133,700	127,300	120,900	114,600
	ブロック	115,900	110,400	104,900	99,400
	木造	133,700	127,300	120,900	114,600

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (11)医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別表4 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(23)及び(26)から(32)に掲げる事業(ただし、4の(13)及び(14)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(13)、(14)、(24)、(25)及び(33)から(35)に掲げる事業(ただし、4の(13)及び(14)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項(100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表7 医療機関に係る評価事項(40点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点
(13) 患者の療養環境向上等に配慮し、当該事業において国産材を使用するもの		使用する：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表8 都道府県の取組に係る評価事項（15点）

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況（5点）	<p>以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする（各項目1点）。</p> <p>(1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他</p>
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	<p>前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。</p> <p>(1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点</p>
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	<p>当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。</p> <p>(1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上</p>

(交付の条件)

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

- (3) 交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下9において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (ア) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下9において「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (5) 及び (6) のア、イ、ウ及びエ

この場合において、(5) 中「交付金」とあるのは「補助金」と、「別紙8」とあるのは「別紙8に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下9において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下9において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下9において「間接補助事業」という。）を行うにあたり（6）のAからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「別紙7」とあるのは「別紙7に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(8) (6) 及び (7) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(9) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙6により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度4月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として

2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（交付金の概算払）

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（遂行状況報告）

- 14 都道府県知事は、別紙3による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（実績報告）

- 15 都道府県知事は、別紙4による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙5による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（交付金の返還）

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

（その他）

- 17 特別の事情により、7、10、11、14及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成21年度女性医師支援センター事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 平成21年度女性医師支援センター事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は、今後女性医師数が急増していくと予想される中、出産や育児により離職せざるを得ない状況を踏まえ、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、離職防止・再就業支援を行うことによって、医師確保対策に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知の別添「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額を交付額とする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
女性医師バンク事業	126,919千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料及び損料、委託料
再就業講習会事業	40,800千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、会議費、通信運搬費、借料及び損料

(委託費の概算払)

5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認められた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければ

ばならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者は、この委託費に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成22年7月9日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

- 7 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成21年6月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成22年1月29日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人 日本医師会
会 長 会 長 名 印

平成 2 1 年度女性医師支援センター事業委託費の交付申請について

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円也
- 2 平成 2 1 年度女性医師支援センター事業所要額調書
(別紙様式 1 - (1) のとおり)
- 3 平成 2 1 年度女性医師支援センター事業事業計画書
(別紙様式 1 - (2) のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 当該年度収支予算書抄本
 - (2) その他参考となる資料

平成21年度女性医師支援センター事業所要額調書

1 女性医師支援センター事業所要額

区 分	総事業費 A 円	寄附金その他の 収入額 B 円	差 引 額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基 準 額 E 円	選 定 額 D、Eのいずれ か少ない方の額 F 円	委託費所要額 C、Fのいずれ か少ない方の額 G 円
女性医師バンク事業							
再就業講習会事業							
計							

2 対象経費の支出予定額明細書

(1) 女性医師バンク事業

区 分	支 出 予 定 額 円	算 出 内 訳
賃金		
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
借料及び損料		
委託料		
計		

(2) 再就業講習会事業

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
賃金	円	
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
借料及び損料		
計		

平成21年度女性医師支援センター事業事業計画書

1 女性医師バンク事業経費

(1) 女性医師バンク運営拠点

区分	住所	コンサルタント人員
東日本		人
西日本		

(2) システム運用

ア. 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

イ. 内容

コンテンツ名	内容

2 再就業講習会事業経費

講習場所、期間及び人員等

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	講習内容及び時間
施設名	所在地				
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	人	
合計	カ所				

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人 日本医師会
会長 会長名 印

平成 21 年度女性医師支援センター事業委託費の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円也
- 2 平成 21 年度女性医師支援センター事業所要額精算書
(別紙様式 2 - (1) のとおり)
- 3 平成 21 年度女性医師支援センター事業実績報告書
(別紙様式 2 - (2) のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 当該年度収支決算書 (または見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料

平成21年度女性医師支援センター事業所要額精算書

1 女性医師支援センター事業精算額

区分	総事業費 A 円	寄附金 その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費 の支出 済額 D 円	基準額 E 円	選定額 D、Eの いずれか 少ない方 F 円	委託費 所要額 C、Fの いずれか 少ない方 G 円	交付 決定額 H 円	委託費 受入額 I 円	差引過 △不足 額 (I-G) J 円
女性医師 バンク事 業										
再就業講 習会事業										
計										

2 対象経費の支出済額支出内訳

(1) 女性医師バンク事業

区分	支出済額 円	支出内訳
賃金		
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
借料及び損料		
委託料		
計		

(2) 再就業講習会事業

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
貸金	円	
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
借料及び損料		
計		

平成 2 1 年度女性医師支援センター事業実績報告書

1 女性医師バンク事業経費

(1) システム運用 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

コンテンツ名	利用実績			
	就業相談件数			件
	東日本	件	西日本	件
	就業支援件数			件
	東日本	件	西日本	件
	就業人数			人
	東日本	人	西日本	人

(2) 就業実績

年齢	就業日	就業先	雇用形態
合計	人		

(注) 「雇用形態」の欄には、常勤、非常勤の別を記載すること。

2 再就業講習会事業経費

講習場所、期間及び人員等

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	講習内容及び時間
施設名	所在地				
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	人	
合計	カ所				

平成 2 1 年度補助金等支出明細書

社 団 法 人 日 本 医 師 会

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
.....		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
.....		千円
.....		千円
.....		千円
合計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
.....		千円
.....		千円
.....		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
.....		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
名 称
代表者 印

平成 21 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 21 年度女性医師支援センター事業委託費について、平成 21 年度女性医師支援センター事業委託費交付要綱 6 の (7) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）

新人助産師及び新人看護師臨床実践能力向上推進事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 新人助産師及び新人看護師臨床実践能力向上推進事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の現地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 新人助産師臨床実践能力向上推進事業

平成17年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知の別添「新人助産師臨床実践能力向上推進事業実施要綱」に基づいて厚生労働大臣の認める者が行う事業

(2) 新人看護師臨床実践能力向上推進事業

平成20年3月31日医政発第0331024号厚生労働省医政局長通知の別紙「新人看護師臨床実践能力向上推進事業実施要綱」に基づいて厚生労働大臣の認める者が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める事業ごとの基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額を交付額とする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
新人助産師臨床実践 能力向上推進事業	新人助産師研修 4,324,000円	事業実施に必要な次に掲げる経費 謝金、賃金、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）
	実地指導者研修 799,000円	
新人看護師臨床実践 能力向上推進事業	新人看護師研修 7,797,000円	事業実施に必要な次に掲げる経費 謝金、賃金、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）
	教育担当者研修 929,000円	

(交付の条件)

5 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の区分間の配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業者が地方公共団体の場合にあつては、委託費と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業者が国所管の公益法人の場合にあつては、この委託費に係る支出明細書を別紙様式4により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

- 6 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付

申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

9 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(委託費の返還)

10 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

11 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。